

一次審査評価基準

1 一次審査の選考について

- (1) 「参加申込書作成要領」の「一次審査に必要な書類一式」の内容を確認し評価します。
- (2) 「プロポーザル説明書 7 (5) 一次審査 (書類審査)」にある表の評価について、各項目の評価を行い、順位付けします。
- (3) 評価点の計算は、原則として、各項目の配点×評価係数とします。
- (4) 評価点は 20 点満点とします。
- (5) 評価の内容は、会社の実績及び規模、技術者数と技術職員の経験及び能力となります。
- (6) 設計共同体の場合、代表者を評価対象とします。

2 事務所の実績

- (1) 直近1-0年間2010年4月1日以降の同種業務実績

審査項目	審査基準	評価係数
同種業務実績	5 件の場合	1.0
	4 件の場合	0.8
	3 件の場合	0.6
	2 件の場合	0.4
	1 件の場合	0.2

- (2) 直近1-0年間2010年4月1日以降の類似業務実績

審査項目	審査基準	評価係数
類似業務実績	5 件の場合	1.0
	4 件の場合	0.8
	3 件の場合	0.6
	2 件の場合	0.4
	1 件の場合	0.2

3 担当者の実績

- (1) 直近1-0年間2010年4月1日以降の同種及び類似業務実績

業務責任者、各担当主任技術者について、過去の実績を次の方法により評価する。

A. 実績業務

審査項目	評価事項	評価係数
業務内容	同種業務	1.0
	類似業務	0.5

B. 携わった立場

過去の実績での立場	業務責任者の 評価係数	各担当主任技術者の 評価係数
業務責任者またはこれに準ずる立場	1.0	1.0
各担当主任技術者またはこれに準ずる立場	0.6	0.8
担当技術者	0.2	0.6

評価点は配点×A×B

(2) 経験年数

業務責任者について、経験年数を次の方法により評価する。

業務責任者の経験年数	評価係数
15 年以上	1.0
10 年以上 15 年未満	0.8
10 年未満	0.6

(3) 保有資格

各担当主任技術者について、保有資格を次の方法により評価する。

各担当主任技術者	配置予定者の保有資格	評価係数
意匠担当	一級建築士	1.0
構造担当	構造設計一級建築士 一級建築士	1.0 0.5
電気設備担当	設備設計一級建築士 建築設備士	1.0 0.5
機械設備担当	設備設計一級建築士 建築設備士	1.0 0.5